

令和5年 第10回 ふじみ野市農業委員会総会議事録

招集日時	令和5年10月25日	開会場所	ふじみ野市役所本庁舎3階 A301会議室				
開会の日時 及び宣告者	開 会	令和5年10月25日	午後1時30分	議長			
	閉 会	令和5年10月25日	午後1時51分	議長			
議 長	粕谷 雄一						
No.	氏 名		出欠	No.	氏 名		出欠
1	久保田	清	出	10	鈴木	智之	出
2	柳川	嗣於	出	11	浅海	伊佐男	出
3	横山	一明	出	12	岡部	昭	出
4	嶋田	利行	出	13	谷田	峰男	出
5	原田	一	出	14	粕谷	雄一	出
6	近藤	広巳	欠	15	有山	茂幸(最)	出
7	岸	勇	出	16	宮寺	康夫(最)	出
8	神木	茂	出	17	新井	正一(最)	欠
9	塩野	和義	出				
出席者数	農 業 委 員		定数	14名	出席者	13名	
	農地利用最適化推進委員		定数	3名	出席者	2名	
議 事 参 与 (説 明 者)				書 記			
葛籠貫 智 洋							
島 村 雄 大							
有 山 俊 夫							
菅 井 健 吾							

<p>その他重要と 認める事項</p>	
	<p>上記会議の結果を記載し、その相違なきを証するためここに署名します。</p> <p>令和5年10月25日</p> <p>議 長 印</p> <p>署名委員 印</p> <p>署名委員 印</p>

		<p>ふじみ野市農業委員会会長は、令和5年10月25日、午後1時30分、ふじみ野市役所本庁舎3階A301会議室に農業委員会を招集した。</p>
日程第1	議長	<p>議長は午後1時30分、委員の過半数が出席したので、開会を宣言した。</p>
日程第2	議長	<p>議事録署名委員に5番・7番委員を指名する。</p>
日程第3	議長	<p>日程第3、報告第23号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出に関する件、2件を報告します。</p> <p>事務局に報告書の朗読を求めます。</p> <p>報告書朗読。</p> <p>質疑を求めます。</p> <p>なし。</p> <p>報告案件ですので、報告第23号について終了します。</p>
日程第4	議長	<p>日程第4、議案第26号、農地法第3条の規定による許可申請に関する件、1件を議題とします。</p> <p>この案件について、事務局から議案の朗読及び説明を求めます。</p> <p>事務局</p> <p>議案書朗読、説明。</p> <p>受人は、トラクター1台、農業用トラック1台、防除機1台、耕うん機2台、予冷機1台を所有し農業経営を行っております。今後も耕作し農地として適正に管理することとなっております。</p> <p>議長</p> <p>現地調査を行った委員から説明をお願いします。</p> <p>16番委員</p> <p>10月19日17番委員と事務局の3人で現地調査を行いました。現地は草がありますが、受人には耕運して農地として活用をお願いしたいと思います。</p> <p>議長</p> <p>地元委員は何かありますか。</p>

日程第5	10番委員	10月22日現地確認し、受人と話しをしました。農機としてトラクター、耕うん機、軽トラック、防除機等を所有していると伺いました。自宅の周りに畑があり、田も所有して耕作していることから問題ないと思います。
	議長	質疑はありますか。
	全委員	なし。
	議長	質疑がないようでしたら、この案件について承認してもよろしいですか。
	全委員	異議なし。 異議なし賛成により、この案件につきましては原案のとおり許可することに決定します。
	議長	議案第26号について終了します。
	議長	日程第5、議案第27号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する件、1件を議題とします。
	事務局	案件について、事務局から議案の朗読及び説明を求めます。 議案書朗読、説明。 借人は、現在市内の賃貸住宅に家族3人で暮らしておりますが、子供の成長に伴い家財も増加し手狭になりました。戸建てのマイホームを計画し市街化区域を含め近隣を探しましたが見つかりませんでした。申請地は妻と妻の兄弟に相続した土地です。相続した他の土地は既に開発済みで、建築地としては使用できません。妻と妻の兄弟から土地を借り受け申請することとしました。
	議長	農地の区分は、概ね10ヘクタール未満の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第2種農地と判断します。 現地調査を行った委員から説明をお願いします。

日程第 6	16 番委員	10月16日17番委員と事務局の3人で現地調査を行いました。木が何本かありましたがすでに伐採に入っており、特に問題ないと思います。
	事務局	地元委員は何かありますか。
	1 番委員	本日現地確認しました。木が何本かありましたが、地面は適正に管理されており、特に問題はないと思います。
	議 長	質疑はありますか。
	15 番委員	今年9月に申請があった土地とは違いますか。
	事務局	今年9月に申請があった土地のすぐ隣の旗竿地になります。
	7 番委員	間口の幅は何mになりますか。
	事務局	3.5mになります。
	5 番委員	許可申請する土地は 370 m <sup>2</sup> ですが、面積に制限はありますか。
	事務局	開発要件として 200 m <sup>2</sup> 以上 500 m <sup>2</sup> 未満まで転用可能ですが、各申請者の状況に合わせて必要最小限の面積での判断になります。
	15 番委員	今年9月に申請のあった土地と合わせて 500 m <sup>2</sup> 未満という認識でよろしいですか。
	事務局	申請ごとの判断になります。
	議 長	質疑がないようでしたら、この案件について承認してもよろしいですか。
	全 委 員	異議なし。
議 長	異議なし賛成により、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。	
議 長	議案第27号について終了します。	
議 長	日程第6、議案第28号、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について1件を議題とします。	
	案件について事務局に議案の朗読及び説明を求めます。	

	事務局	<p>議案書朗読、説明。</p> <p>特定生産緑地法では買取り申出できる条件として、特定生産緑地に指定されてから10年が経過した場合と、農業の主たる従事者が死亡した場合と、農業の主たる従事者に農業従事を不可能とさせる故障が生じた場合の3つがあり、本案件は主たる従事者の死亡によるものです。</p> <p>今後の流れについて、今回の主たる従事者証明について承認されると、買取り申出者は市に対して買取り申出を行い、市が公園や緑地等として買取りしない場合は、農業委員会へ斡旋の申出を行います、そして買取希望が無い場合は特定生産緑地が解除されます。</p>
	議長	<p>この案件について、現地調査を行った委員から説明をお願いします。</p>
	16番委員	<p>10月16日に17番委員と事務局の3人で現地確認を行いました。以前貸農園を営んでおり、野菜の作付けの跡もあり、適正に管理されていた形跡がございました。特に問題ないと思います。</p>
	議長	<p>地元委員から説明をお願いします。</p>
	10番委員	<p>10月24日に現地調査を行いました。以前ふれあい農園を営んでいた土地で、若干草が生えていますが特に問題はないと思います。</p>
	議長	<p>質疑はありますか。</p>
	5番委員	<p>今回の議案は過去に主たる従事者が農業を営んでいたという証明の案件でよろしいですか。</p>
	事務局	<p>その通りです。</p>
	議長	<p>質疑がないようでしたら、議案第28号の案件について承認してもよろしいですか。</p>
	全委員	<p>異議なし。</p>

日程第7	議 長	<p>異議なし賛成により、議案第28号の案件につきましては原案のとおり決定します。</p> <p>議案第28号について終了します。</p>
	議 長	<p>日程第7、議案第29号、生産緑地取得の斡旋について、1件を議題とします。</p> <p>案件について、事務局から議案の朗読及び説明を求めます。</p>
	事 務 局	<p>議案書朗読、説明。</p> <p>この案件は、令和5年8月の総会で生産緑地の主たる従事者証明についての議案にて審議した案件です。</p> <p>審議後に買取り申出者は市に対して買取り申出を行いましたが、市が買取りを希望しないため、生産緑地法第13条の規定に基づき市から農業委員会へ斡旋の依頼がありました。</p> <p>今後期日までに買取希望がない場合は生産緑地の解除となります。</p>
	議 長	<p>質疑はありますか。</p>
	全 委 員	<p>なし。</p>
	議 長	<p>買取り希望の申出がありましたら令和5年11月7日までに事務局へ連絡をお願いします。</p> <p>議案第29号について終了します。</p>
議 長	<p>本日の報告並びに議案全てについて、慎重審議していただきましてありがとうございました。これを持ちまして、令和5年第10回ふじみ野市農業委員会総会を閉会とさせていただきます。</p> <p>(終了 午後1時51分)</p>	